



行政書士ADRセンター東京

2021年2月9日
行政書士ADRセンター東京

行政書士ADRセンター東京 業務再開のお知らせ

東京都行政書士会が運営する「行政書士ADRセンター東京」（以下「センター」という。）は、緊急事態宣言の発出を受け新型コロナウィルス感染症（COVID-19）の感染者が急増している現状に鑑み、1月8日よりセンターの業務につきまして一時休業をしておりました。

一時休業期間中も利用者・相談者様等の業務再開に対する期待に応えるべく、感染防止対策のための受付業務等のリモート化の準備を急いでまいりましたが、この度、リモート体制が整い運用が可能になったことから、2月16日（火）より業務を再開することといたしました。

なお、当初のお知らせでは2月7日まで一時休業とさせていただいておりましたが、リモート化等準備のため2月13日（土）まで休業とさせていただきます。

業務再開にあたっては、感染防止対策により一層励み、安心してご利用いただけるよう努めてまいります。

行政書士ADRセンター東京とは

行政書士ADRセンター東京は、東京都行政書士会が設置し、「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」の規定に基づき、法務大臣の認証（認証番号第30号）を取得している調停実施機関です。取扱分野は、ペットに関するトラブルを含む4種類です。調停では、専門のトレーニングを受けた行政書士が調停人となり、トラブル解決をサポートいたします。

【本件に関するお問い合わせ先】

行政書士ADRセンター東京（センター長 光永 謙太郎）
〒153-0042 東京都目黒区青葉台3-1-6 <https://adr.tokyo-gyosei.or.jp/>
TEL：03-5489-7441 FAX：03-5456-6839
広報担当 山本恵美子